

上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針(案) 趣旨及び概要

1 趣旨

市は、多様な市民ニーズに対応するため、様々な公の施設を設置・運営しています。

施設の維持やサービスの提供には、人やお金、様々なノウハウや手間など多様なコストが発生し、費用の一部を使用料・利用料金として利用者の皆さんに御負担いただいておりますが、その多くは税金で賄われています。

これまで、法令等で定められているものを除く公の施設の使用料・利用料金については、市内又は他自治体の類似施設の料金を参考に設定しておりますが、平成18年3月6日の市町村合併による「新上田市」の発足以降、全市的な使用料・利用料金の見直しを行っておりません。

これは、市の統一された使用料・利用料金算定の基本的な考え方、方法、改定の時期などが定められていないことが原因であり、利用者である市民の皆さんにとっては、その使用料・利用料金や税金の投入額の妥当性、有効性を判断することができない状況にあります。また、施設によっては、利用者が固定化しているなど、施設を利用する方としない方との負担の公平性を確保することが必要です。

この『上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針』(以下「基本方針」という。)は、「新上田市」における統一的な使用料・利用料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、受益者負担の原則に基づいた算定方法の明確化や定期的な料金の見直しにより、サービス内容の透明性を高めつつ、社会経済状況の変化に的確に対応し、常に市民の理解が得られる適正な使用料・利用料金設定とするために全庁的に取り組むことを目的として策定したものです。

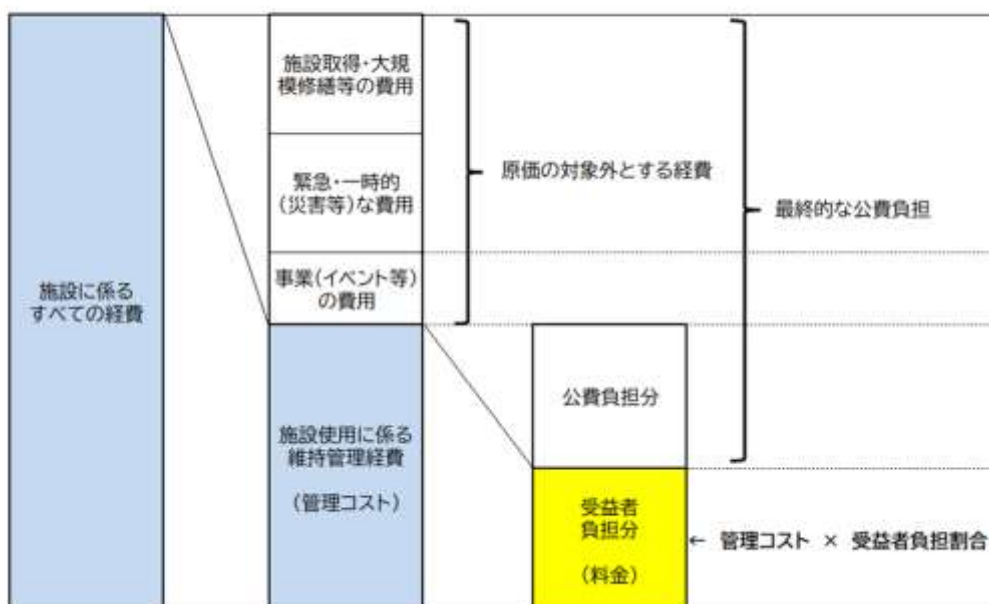
2 概要

(1) 基本的な算定方法

施設に係る経費から統一的な方式で算定した金額を受益者が負担すべき「管理コスト」と定め、提供するサービスの性質に分類した負担率である「受益者負担割合」を管理コストに乗じることで得た金額を料金の目安とします。

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{受益者負担割合}$$

料金算定のイメージ



(2) 料金の算定

ア 管理コストに含める経費

(ア) サービスの提供に係る費用や施設の維持管理に係る費用として「人件費」、
「物件費」、「維持補修費」及び「指定管理業務に係る経費」を適用します。

(イ) 直近 5 年間の決算額の平均を利用します。

項目		内容
人件費		<ul style="list-style-type: none"> ・人件費＝人件費単価×職員数 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員それぞれの平均給与額を用います。 ・対象は、行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費(直接人件費)とします。 ・期末、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等は含みますが、退職手当は除きます。
物件費	報償費	・施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼指導員謝礼等
	需用費	・消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	・電話料、点検手数料等、火災保険料、建物保険料等
	委託料	・施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	・建物借上料、機器借上料、テレビ受信料等
	備品購入費	・事務用機器、器具等備品の購入費
	負担金	・事業、運営負担金等
	その他	・当該施設の管理運営に要する経費
維持補修費		・施設や設備の修繕料、工事請負費等
指定管理業務に係る経費		・指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

イ 管理コストに含めない経費

以下の経費については、管理コストに含めないものとします。

管理コストに算定しない経費	理由
施設の取得(用地取得費、建物建設費、償還利子等)、大規模修繕等に係る経費	市の施策として行政目的をもって建設されたものであり、誰もが利用することができる「市民全体の財産」であるため
一時的、臨時的に係る経費	自然災害、火災、事故等の特殊事情による一時的、臨時的な経費は、本来のサービス提供に要する経費とは異なるため
事業(イベント等)に係る 経費	事業に係る経費は、原則として、別途、受益者の負担とすべきものであるため

ウ 料金の算定方法

(ア)「1室(区画)あたりのコスト」から料金を算定 (会議室・ホール等)

会議室、ホール等の使用では、一定の区画を貸し出すことから、面積・時間単位で設定することが適当な施設として、管理コスト(人件費+物件費+維持補修費+指定管理業務に係る経費)を貸出総面積及び年間開館時間で除して算出します。

- ① 1m^2 あたりの時間コスト = 管理コスト ÷ 貸出総面積 ÷ 年間開館時間
- ② 1室(区画)あたりのコスト = ① × 貸出面積(室面積) × 貸出設定時間
- ③ 1室(区画)あたりの料金 = ② × 受益者負担割合

(イ)「1人当たりのコスト」から料金を算定する場合 (博物館・プール等)

博物館、プールなど不特定多数の個人が同時に利用することとなる施設では、次の方法で、1人当たりの料金を算出します。

- ① 管理コスト(人件費+物件費+維持補修費+指定管理業務に係る経費)に受益者負担割合を乗じた額を年間利用者数で除して基準単価を算出します。ここで求めた基準単価は、利用者に支払っていただく理論上の負担額です。
- ② 現在の利用者一人当たりが負担している金額を算出します。
- ③ 基準単価(理論上の負担額)と実際に現在の利用者が負担している金額との倍率(格差)を求め、この倍率を現行の料金に乗じることによって、1人当たりの料金を求めます。

- ① 基準単価 = 管理コスト × 受益者負担割合 ÷ 年間利用者数
- ② 現在の利用者一人当たりの負担額 = 現在の収入総額 ÷ 年間利用者数
- ③ 倍率 = 基準単価 ÷ ②
- ④ 1人当たりの料金 = 現在の料金 × ③

(ウ)同種・類似のサービスを提供する施設について

同種・類似のサービスを提供する施設について、料金の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出することができることとします。

(3)受益者負担割合について

ア 施設の性質的分類

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、料金の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。そこで、施設の性質を次の二つの基準で分類し、それぞれの負担割合を設定します。

分類区分		説明
【公共性】	高い ↑ ↓ 低い	<p>公共的サービス</p> <p>収益性が低く、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス</p>
		<p>市場的サービス</p> <p>収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている(提供が可能な)サービス</p>
【必要性】	高い ↑ ↓ 低い	<p>必要的サービス</p> <p>日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるサービス</p>
		<p>選択的サービス</p> <p>生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、個人により必要性は異なるサービス</p>

イ 施設の性質的負担割合

		必要性	
		高い(必要的)	低い(選択的)
公共性	高い(公共的)	<p>【A】</p> <p>市費負担 100%</p> <p>受益者負担 0%</p> <p>子育て支援センター 高齢者福祉センター 等</p>	<p>【B】</p> <p>市費負担 50%</p> <p>受益者負担 50%</p> <p>公民館 文化会館 スポーツ施設 等</p>
	低い(市場的)	<p>【C】</p> <p>市費負担 50%</p> <p>受益者負担 50%</p> <p>コミュニティー施設 会議室(貸室) 等</p>	<p>【D】</p> <p>市費負担 0%</p> <p>受益者負担 100%</p> <p>温泉施設 霊園 遊戯施設 等</p>

※ この分類を基本として受益者負担率を設定しますが、施設の設置目的や機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較などにより、適正な受益者負担率を設定することとします。

ウ 減額・免除について

(ア) 基本的な考え方

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり、市民が利用しやすいような料金を設定しているため、本来、料金は施設使用の対価であることから、原則「減免しない」ことを基本とします。

また、料金の減免はあくまでも政策的な特例措置であり、その適用にあたっては、減免による受益者層の固定化や本来の負担に対する公平性・公正性が損なわれないよう、施設の設置目的やサービスの性質等を考慮したうえで、受益者負担の原則から真にやむを得ないものに限定しなければなりません。

(イ) 基準

減免を適用する場合には、原則として以下の表を基準とし、利用者の活動内容等に基づき適用することとします。

区分	利用団体・利用内容	減免の内容	備考
1	市(市教育委員会・市が設置する附属機関等含む)及び市議会が主催・共催、委託する事業	100%免除	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体(県・広域連合等)が主催・共催、委託する事業	100%免除	国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体(指定管理者等)が施設の管理運営目的で利用する場合	100%免除	
4	市内幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	100%免除	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動(授業、行事、部活動の一環)として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で学校教育法(昭和32年法律第26号)に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	50%減額	
5	市内に所在する公共的団体等 ^{*1} が公益的な活動 ^{*2} をする場合	100%免除	
	上記以外の活動	50%減額	
6	その他市長が必要と認める場合 ^{*3}	減額 又は免除	